

新型コロナウイルス感染症の影響による

保険税（料）の減免判定フローチャート

『生計を主として維持する者』が下記に該当する場合、保険税（料）が減免される場合があります。

※『生計を主として維持する者』とは

国民健康保険では、「世帯主」または「世帯で最も所得の多い方」をいいます。

後期高齢者医療保険制度では、「世帯主」または「世帯の被保険者のうち所得の多い方」をいいます。

介護保険では、「世帯で最も所得の多い方」をいいます。

生計を主として維持する者の事由【死亡・入院】

新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な疾病を負った。

※重篤な疾病・・・1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、感染の症状が著しく重い場合

生計を主として維持する者の事由【収入の減少】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した。

☐はい

☐いいえ

①（※国民健康保険の方）現行の非自発的失業者（解雇・雇用期間満了等による失業）の保険税軽減制度の対象である。

☐いいえ

☐はい

② 令和4年の事業収入等のいずれかが、令和3年に比べ3割以上減少する見込みである。その収入に係る令和3年の所得金額が0円以下ではない。

※事業収入等・・・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

※減免額を算定するため、世帯全員の令和3年の所得の申告が必要です。

☐はい

☐いいえ

③（※国民健康保険・後期高齢者医療制度の方）令和3年の合計所得金額が1,000万円以下である。

☐はい

☐いいえ

④「②の3割以上減少が見込まれる収入」を除いた収入に係る令和3年の合計所得金額が400万円以下である。

☐はい

☐いいえ

減免の要件には該当しません。
※ただし①に該当する方で給与収入以外の減少する事業収入等がある場合は該当する場合があります。

保険税（料）減免の対象となる可能性があります。

必要な書類を準備して申請してください。